

日程第32 議案第16号 市道路線の認定について

○議長（中本正人君）日程第32 議案第16号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第33 議案第17号 物品購入契約の締結について

○議長（中本正人君）日程第33 議案第17号物品購入契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ちょっとだけ関連したことを教えてください。

市民の安心・安全を守るために、こういう車、どう表現したらいいんでしょうか、特殊車両というのは、絶対に必要不可欠なのは皆さんご存じのとおりだと思います。今回、入札でこれを購入したというのは全然理解できるんですけども、市の財政難の中で必要なものを買うというのは、当然当たり前のことなんですけども、今後、消耗品ですので、1台購入したら、こういう特殊車両の車の寿命というか、だいたい何年ぐらい使えるのかということが一点と、北消防とこっちの橋本消防

のほう、橋本市に2つ消防署があるわけですけども、今後、言葉は悪いんですけど、次に買い換える時期というか、何台か消防に必要な救急車も込みであると思うんですけども、次にだいたい壊れるであろう、もしくは寿命が近いので何年か後にまたこの車を買いたいんだよというようなのが、予告として、だいたいデータとして出てるのかということ、もう一つは、こういうお金の要ることなので、総務、財政当局、財政課長はそれを把握しているのかということ、この三つ、お願いします。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）議員おただしの消防車の耐用年数でございます。決まった耐用年数は、正直なところありません。ただ、本市の場合につきましては約20年、消防車両、団車両、消防本部車両ともに、だいたい20年前後を目安として、購入の希望を上げて買って買い換えをしております。

なお、消防車両以外のものですけども、特殊車両、はしご車とか救助工作車につきましては、はしご車の場合、特に危険度が高いため、だいたい7年に1回オーバーホールが必要となるわけなんですけども、約2,000万円ぐらいのオーバーホール代が要りますので、なかなかおいそれとできません。だから、年間、年次行事としまして保守点検を、約30万円の保守点検でずっと補って行ってます。

あと、救急車ですけども、救急車の場合、今、走行距離が十二、三年前と違ってます。だから、距離的にはだいたい10万km超えたくらいを目安としてるんですけども、年間多いと

きて2万km。早ければ六、七年で更新時期が来ます。

ただ、財政のほうの年次計画のほうにも入れていただいているんですけども、なかなか、今現在うまく回ってます。3台とも同じタイプの救急車で稼働してますので、だいたい一番今乗ってるので7万km、8万kmくらいですか。北消防ので4万kmぐらいというような形で、3台をくるくる回しているわけなんですけども、だいたい10万kmぐらいを目安に救急車はお願いしたいなと思っております。

あと、今後の車両ですか、今後につきましては、橋本消防署のほうにあります1.5tの水を積んだ消防車がございまして、これが平成11年に購入、納入されてますので、だいたい31年ぐらいをめどに要望していきたいと思っております。

この、今締結のポンプ車につきましては、緊急消防援助隊の登録車両となりますので、国からの補助をいただいて購入となっております。

以上です。

○議長（中本正人君）財政課長。

○財政課長（小原秀紀君）財政課のほう把握しているかというおただしですが、毎年、当初予算の要求の際に、年次計画を消防のほうから提出していただきまして、その中から、緊急性、それと財源の担保、そういったものを総合的に考えて、買える範囲といえますか、財源の許す範囲で購入というような形になっております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）補助というのは、だいたい何パーセントぐらいもらえるかということと、財政課長すいません、年次計画といったら1年に1度になるんですか。例えば、消

防長のさっきの説明、すごいわかりやすかったんですけど、市は何でも5カ年計画とかやうあるじゃないですか。そしたら、車両の車検であったりとか、ある程度、2年に1回買い換えてくださいよとか、いきなり上がってきたさかいに、優先順位を考えてお金の予算を組むのではなくて、二、三年後に、この平成31年ぐらいにというご答弁やったので、ほな平成31年ぐらいに買い換えるよというような情報が入ってるのかという意味なので、わかれへんやったらわかれへんで結構なので、未来に対してのそういう情報は、わかっておいたほうが財政課長も仕事しやすいん違うかなと思っただけなので。そんな感じでお願いします。二点お願いします。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）今回の補助なんですけども、総務省消防庁のほうから、緊急消防援助隊整備補助金としまして、補助の基準額としまして、ポンプ自動車、これが1,311万8,000円、それと装備分ですけども、消防車の装備分が915万6,000円、合計2,227万4,000円のうち2分の1が国の補助となります。

以上です。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）最終的に予算付けにいくまでは、まず企画のほうで一つハードルがございまして、私どもとしては実施計画ということで、これは総合計画に基づいて3年ごとに、3年計画で毎年ローリングしながら、こういう1,000万円を超えるような物件については、まずうちのほうで購入するしないという振り分けをしております。

ということで、今、27年でしたら、28、29、30という3年間の計画については、私どものほうで掌握をして、私どものほうで査定をした後に、再度財政課のほうで最終的な予算付けをするという、そういうことになっており

ます。したがって、その30年までの計画については、うちのほうで把握はしております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）私も12年間議員させていただいておるんですけども、この消防ポンプ車、今まで私の記憶では、業者というか、入札された方、だいたい1社くらいしか私は記憶がないんですけども、今回、このNN自動車整備工場ということなんですが、これは特殊車両なので、橋本市内にこういう特殊車両の入札参加できる業者といますか、取扱業者はどれくらいあって、今回どれぐらいの入札参加があったのか、お教え願えますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）市内の業者でございますけども、特殊車両の登録業者につきましては23社ございます。

それで、参考資料の6ページにも載っておりますけども、指名業者23社ありまして、その業者によりNN自動車整備工場が入札したということです。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ちょっとあほな質問かわからんですけども、自分の車を買換えるときは下取りというのがあるんですけども、こういった古い車、ポンプ車というのは下取り価格というのは出てくるわけですか。それで、もしそうなったら、どこかに売るとか、東南アジアでもどこでもこういうやつが欲しかったら、多分何ぼかで売れるんやったら得するやろうし。そこら、下取りはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）議員おただしの件ですけども、去年、おとしまでは一応、財

政課のほうで入札で売却しておりました。ところが消防庁のほうから、売却した車両がいろんなことに、例えば救急車の場合でしたら、病院とかに行きますと、通常に救急活動というか、病院間の患者輸送に使っていただけるんですけども、ぶっちゃけて言うと、街宣とかそういうところで発覚しました。それによりまして、消防庁のほうから抹消しなさいと。もしくは完全に寄贈ですか、海外のほうにそういうところがありますので、そこと話をしてくださいということで、文書が回りました。だから、今回からは一応抹消ということで、下取りではなしに抹消、引き取りということで、はしご車等も引き取っていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ほんなら仮に抹消したら、今回、入札されたところは、好きなように転売とかはできる、そういったことも阻止しておるわけですか。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）抹消ですので、永久抹消になりますので、ナンバーがとれない形になります。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

19番 小西君。

○19番（小西政宏君）今のお話です。ナンバーが付け替えれないということでよかったですか。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）永久抹消になりますので、車検証がなくなるということになります。したがって、車自体の形がなくなるような形の処分となります。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第18号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（中本正人君）日程第34 議案第18号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中本正人君）日程第35 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第36 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中本正人君)日程第36 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第37 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中本正人君)日程第37 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第38 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中本正人君）日程第38 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第4号 人権擁護委員候補者の

推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第39 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中本正人君）日程第39 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明9月11日から9月17日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、9月18日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後2時56分 散会）